

文久三癸亥年

真華院様

御發輿申合帳

御道中東海道美濃路通御休泊御供割

三月

(解題) 保興正室（保申嫡母）、松平薩摩守重豪九女である真華院淑子は、文久二（1862）年六月勅命を得て行われた島津久光率兵出府による同月二十三日の文久改革で、大名家族の江戸在住規定が解除されたのを機に国許の郡山帰城を決意し、翌文久三（1863）年三月七日にその準備を年寄久城準輔に命じた。当時すべての大名家族が帰国したわけではないので、この帰郡には幼年の藩主保申を支える真華院の決意があつたとも考えられる。また当時は次の緊迫した情勢にあり、幸橋上屋敷付近は品川沖に停泊する英國艦隊等による砲撃危険地帯と看做されていたことも考慮されたかも知れない。

- ① 文久二年八月二十一日 生麦事件（久光行列の妨害理由で英国人惨殺）
- ② 文久三年二月十三日 将軍家茂上洛発駕（三月四日に二条城着）
- ③ 同二月十九日 英国公使、生麦事件賠償金十万ポンド要求
- ④ 同三月二十六日 西洋諸国、横浜駐兵要求（品川沖に軍艦集結）
- ⑤ 同四月三日 真華院江戸上屋敷発駕（二十七日郡山帰城）
- ⑥ 同四月二十八日 生麦事件賠償金支払い受諾通告

本文書には三月七日以降の主要縁戚（島津家外五家）への相談、その他十家への通知に始まり、当番老中への届出（条件付許可）、美濃路中山道利用についての嘆願（厳しい条件付許可）、家老藪田忠左衛門の箱根関所先行折衝、縁戚諸家の發輿日決定通知、その他細々な段取り等が記されており、行列次第・行程（箱根湯本逗留）等も簡潔に記されている（阿部軍内が行列現場責任者）。なお真華院は無理がたたつのか、翌元治元（1864）年十一月十三日に逝去している。

文久三癸亥年

真華院様

御發輿申合帳

御道中東海道美濃路通御休泊御供割

三月

(注) 保興公 正室淑子 松平薩摩守重豪様御女

真華院殿慈芳妙淑大姉 元治元甲子 1864年 十一月十三日 (万歳集)

一 真華院様御事、去秋從
公邊被仰出候御趣意も有之付

今度御國許へ御引移御住居

被遊候段、三月七日御年寄月番

久城準輔殿を以、被仰出之

(注) 真華院淑子は、島津久光率兵出府による文久改革で、大名家族の江戸在住規定が解除されたのを機に、国許の郡山帰城を決意し、文久三(1863)年三月に、その準備を年寄久城準輔に命じたものである。当時すべての大名家族が帰国したわけではないので、この帰郡には幼年の藩主保申を支える真華院の決意があつたとも考えられる。

また当時は生麦事件の賠償を巡って、英國艦隊等が品川沖から江戸城を砲撃するとの噂もあり、幸橋上屋敷付近が危険地帯となり得ることも考慮されたのかも知れない。なお久城準輔は(仮)郡山藩江戸名簿では御用人(御留守居兼)とあるが、(分)には記されていない。⑥3に記され元治・慶応期に江戸留守居として活躍する久城壯輔の縁戚と思われる。

一 右付同十五日、両御末家様御家老
明十六日例刻、壱人罷出候様御留守居
月番迄案内差出之

(注) この決定を先ず分家の三日市(藩主柳澤徳忠)・黒川(藩主柳沢光昭)両藩に伝えるべく、両藩江戸家老を呼出したものであろう。なお両藩とも定府大名であり、藩主は幕末の一時期を除いて、国許に帰ることは無かつた

一 同十六日両御末家様両人(江、於御年寄
詰所、左之御書付一通ツ、御渡有之

但御留守居召連無之事

櫻田御家老平服

牧田文藏殿

下谷御家老

奥村駿助殿

去秋、被仰出候御趣(茂)御座候付

真華院様御事、郡山へ御引移

御住居被為成度思召(有)之候、此段

民部少輔様(江)可被申上候

(注) 民部少輔は、黒川第七代藩主の柳澤光昭(みつてる)。郡山藩主柳澤保泰の十男で、天保七年に家督相続。官位は従五位下、伊勢守、伊賀守、民部少輔、文久三年に奏者番。なお、三日市第八代藩主は安政三年に家督相続した当時十歳の彰太郎(徳忠)で、奥村は郡山藩からの付家老(分)53御鎗奉行格百石役料五十俵、江戸分限帳3b寄合並七十七石役料八十二俵)であった。また黒川藩上屋敷は桜田門外、三日市藩は浅草下谷にあり両家略称となっている。なお光昭の子保恵は保申の婿養子(中継養子)として一旦柳

澤本家を継ぎ、保申実子である保承を養子に迎えて本家を継承させている。ただ保承には男子後継者がなく、島津本家から斉徳を婿養子として迎えている。

御答不被成御待、御發輿被成候
御儀^茂可有御座候、此段も被仰遣
置候

右壱通

一 右同文言

彰太郎様
妙壽院様
仙壽院様
鋼次郎様
江可被申上候

(注) 妙壽院以下については詳細不明。

3

三月
御留守居御使者

吉田良之進殿

④75留守居役

一 薩州様
修理太夫様へ
甲斐守様
御口上

弥御機嫌能被成御座、珍重思召候
猶又去秋被仰出候御趣も御座
候^ニ付——院様御事、御在所へ御引越
御住居被成度思召候、依之御相談
御使者を以、被仰遣候

別段

本文御差急被成候付、殊^ニ寄

此段御在所表ら被仰付越候

御使者 右同人

(注) 薩州様・修理太夫様は、島津忠義（ただよし）、天保十一（1840）年四月二十
一日—明治三十（1897）年十二月、薩摩藩の第十二代（最後の）藩主、十一代藩
主斉彬の弟久光の子で斉彬の娘暉姫の婿養嗣子となり、安政六（1859）年二月、
従四位下左近衛少将に叙任され修理大夫を称する。淑子実家の当主である。

「仰せ遣わす」の意味は、廣辞苑では「上の者が下の者に言いやる」とし、webli 辞書
では「使いをやつ（遣わし）てお言葉をお伝えになる」としているが、これは廣辞苑
のほうが表現不足で、発信者に対する敬語表現はあるが、発信者と受信者には上下関
係があるとは限らない語法であつて、webli に分がある。また「別段」とした部分は「前
段」と区別がつきにくいが、この場合は真華院実家である島津家当主には、一応相談
する形式、他の縁戚諸家には通知の形式をとつており、そのため島津家には、期日が
差し迫つてないので、場合によつては返事を待たずに（島津当主が在邑であれば、往
復一ヶ月半以上を要する）出発するかもしれないのを予め承知しておいてほしいと言
う特別の口上を附加しているので「別段」という表現を記したと考えておく。もちろ
ん本文が「前段」付加部分が「（後段）」という考えもありうるが・・・

「仰付越」も現場での臨場仰付ではなく、遠方（遠方）からの仰付であることを示し
てある。

一 真田信濃守様
戸田采女正様

同

本多能登守様

松浦豊後守様

戸澤上総介様之

桃齡院様

(注) ここには当時の柳澤家主要縁戚が記されているが、これらの関係については次に概略を示しておく（以下 付属資料参照）。

① 真田信濃守 真田家松代藩十万石第九代藩主信濃守幸教である。真田家と柳澤松

平家（以下柳澤家）の関係は、松代藩第四代弾正忠信弘の娘貞徳院輝子が郡山藩

第二代伊信（信鴻）の継室（後妻）となり、第三代保光を生んだ（正室の藩主実

母は柳澤家で唯一例）ことに始まる。さらに松代藩第八代に松平定信の子幸貫が

養子藩主となり、譜代に席替えして老中になつたが、その世子豊後守幸良（実）

の正室として郡山藩第四代保泰の娘牧（定）子を迎えた。ところが幸良は藩主就

任の前に三十歳で没し、幸良の子幸教が第九代藩主となり、牧子は貞松院となつ

た。従つて牧子は藩主嫡母ではあるが、幸教は祖父幸貫の養子として藩主となつ

てるので、若干微妙な立場かもしれない。

② 戸田采女正 戸田家大垣藩十万石第十代采女正氏彬である。先代氏正の正室親子

が、淑子と同じく島津重豪の娘で、保申にとつては従兄弟関係になる。また第七

代氏教（老中）の娘承天院貞子が、郡山藩四代保泰の正室である。

③ 本多能登守 本多家陸奥泉藩一万八千石第六代藩主能登守忠紀である。同人の先

代で兄越中守忠徳の正室は、郡山藩四代保泰の娘馨（芳）子であり、兄の養子と

して藩主となった忠紀の嫡母にあたる（妙芳院）。また同人の継室が郡山藩三代

保光子で三日市藩六代藩主柳澤里顕の娘である（因みに一族の本多忠直は享保期

郡山藩主）。

④ 松浦豊後守 松浦家平戸新田藩一万石第九代藩主豊後守脩である。先代皓の正室

が郡山藩三代保光の娘睦（鈴）子で脩の嫡母（隨仙院）。また同人の妹が三日市藩

七代柳澤泰孝（保光孫）の正室。

⑤ 戸澤上総介 戸澤家新庄藩八万三千石第十一代藩主上総介正実である。先代正令の正室貢子（正実実母で桃齡院）が淑子と同じ島津重豪娘で、保申と従兄弟関係。なお曾祖父八代正親の娘は黒川藩六代柳澤光被の正室。

御口上

4

弥御機嫌能被成御座、珍重
思召候、猶又去秋被 仰出候

御趣^茂御座候付、真華院様
御事、御在所へ御引越御住居

被成度思召候、右為御知、御使者
を以被仰遣候

御惣客様^江も

此段御在所表ら、被仰付越候
御使者

一 松平右京亮様 高崎藩主

阿部主計頭様 福山藩主

相馬大膳亮様 相馬中村藩主

戸田淡路守様 大垣新田藩主

柳生但馬守様 柳生藩主

中川修理太夫様 岡藩主

小笠原佐渡守様 唐津藩主

武田大膳太夫様 高家旗本

柳澤孫左衛門様 不明

以手紙致啓上候、然者去秋被仰出

4

候御趣も有之候付、——院様御事
御在所へ御引越御住居被成度思召候
右為御知

——様江被仰遣候、此段各
様迄、宜得御意候旨、甲斐守様御在所
表る、被仰付越候間、如斯御座候 以上

三月十一日

(注) 3の松平修理大夫等の六家が一応「相談」の趣旨を述べているのに対し、ここでは明らかに「通知」の趣意となつており、縁故に若干の差を感じさせられる。

⑥ 松平右京亮 大河内松平家高崎藩八万二千石第十一代藩主右京亮輝声と思われる。

大河内松平家と柳澤家の関係は、吉保娘綾子が高崎藩主輝貞の養女として本庄松平家浜松藩主豊後守資訓の継室となり、また吉保養女市子が高崎藩初代右京亮輝貞の正室となつことで始まるが、さらに第三代右京太夫輝高（老中）娘の永子が郡山藩三代保光の正室になり、第四代輝和の娘幸子が保民（松涼院早世）の正室となつてゐるが、それ以降の関係は確認できない。

⑦ 阿部主計頭 阿部家福山藩十万石第九代藩主主計頭正方と思われる。阿部家との関係は二代伊勢守正福の娘が黒川藩第五代伊賀守信有の継室となり、郡山藩第二代信鴻の娘方子が福山藩四代備中守正倫（老中）の正室となつてゐるが、それ以降は確認できない。

⑧ 相馬大膳亮 相馬家中村藩六万石第十二代藩主大膳亮充胤である。

正室が郡山藩第四代保泰の娘本明院隣（詠）子。彼女は安政三年に没してゐる。

⑨ 戸田淡路守 戸田分家大垣新田藩一万石第八代藩主淡路守氏良である。

第七代淡路守氏綏の正室が郡山藩三代保光の娘英鑑院鎮子で、氏良はその養嗣子であるから鎮子は嫡母に当たる。また実父は大垣藩第九代氏正であり、その正室は重豪娘親子である。

⑩ 柳生但馬守 柳生家柳生藩一万石第十三代藩主但馬守俊益である。

中川修理大夫 中川家岡藩七万石第十二代藩主修理大夫久昭であろう。

(11)

久昭の先々代第十代藩主修理大夫久貴は、保光五男で第九代藩主久持の末期養子である。久貴には実子がいたが、何故か正室との間の娘育に婿養子として井伊家第十三代藩主掃部頭直中の七男久教（井伊直弼の兄）を迎えてゐる（松平信明養女である正室の圧力とも言われるが不詳）。その久教には子がなく大洲藩第十代藩主加藤遠江守泰濟の娘栄子を養女として、藤堂家安濃津藩二十七万石第十代藩主和泉守高児の次男久昭を婿養子としている（久貴には別に実娘がいたが、岸和田藩五万三千石十代藩主岡部内膳正長和の正室となつてゐる）。郡山藩としては多額の持参金を付けた久貴の中川家養子縁組が無駄になつてゐる。

小笠原佐渡守 小笠原家唐津藩六万石第五代藩主長国と思われる。

5

(12) 初代藩主（棚倉藩から転封）長昌には長男長行がいたが、没時一歳と幼少のため長行が四十一歳で世子として老中となるまでの四十年間に、酒井家庄内藩十七万石藩主左衛門尉忠徳六男の長泰、旗本小笠原長保次男の長会、郡山藩主保泰の九男長和、戸田松平家松本藩六万石藩主丹波守光庸長男の長国と実に四名の養子藩主が続いている。このなかには実子が居ながら養嗣子を迎えた藩主もあり、恰も藩を挙げて養嗣子ビジネスに取り組んでゐる気配さえ感じられる。この中で長和は十五歳で養子藩主となり在任四年二十歳で没してゐる。江州領足立家文書によれば天保七年長和の養子縁組入用金として、一万五千両（近江領六千両）が調達されているが、これは僅か四年間で郡山藩から後継者を出す間もなく潰えている。

武田大膳大夫 高家旗本武田家第八代大膳大夫崇信と思われる。

柳澤家は甲斐源氏（新羅三郎）武田氏の傍流を称してゐるので、宗家とも言ふべ

郡山藩と柳生藩の関係は深く、第七代備前守俊峯の実父松代藩第四代真田弾正忠信弘の娘輝子は郡山藩第二代信鴻正室で、第三代保光の実母であるから、俊峯は高家武田左京太夫信之の次男であるが、信之は保光七男であるから、彼は保光孫にあたる。さらに第十三代俊益は俊順弟で信之五男であるから、同じく保光孫である。

き信玄末裔の高家武田家とは深い関係を結んでいた。高家武田氏初代は信玄孫の

信道に始まり、その子信興・信安の次代に信鴻三男の信明が養嗣子となり、実子護信につながる。護信は甲斐源氏の流れを持つ小笠原家とも縁を持つ水戸徳川系松平家守山藩二万石第三代藩主大学頭頼亮三男の信典を養嗣子としたが、信典は保光七男の信之を養子とし、さらに信之は信典実子の崇信を養嗣子とした。

信之は柳生家に次男俊順・五男俊益、黒川藩に柳澤光邦を送っている。

5

一 三月十三日、御用番井上河内守様江

御留守居罷出、御取次へ對談而左之
御伺書差出之

去秋被 仰出候趣も御座候

二付 私養母此節在所江差

遣住居為致度奉存候、此段

奉伺候 以上

三月朔日

御名

(注) 井上河内守正直は当時浜松藩主、文久二年より老中。三月の用番老中であろう。藩

主の正式同書であるが、この十数日の日付相違は、当時藩主保申が在郡中のためと思われる。

二 御挨拶御使者番出ス

一 右同断二付、御用頼伊澤美作守様江御写

白木状箱江入、御留守居手紙添出ス
兼而御相談且為御知被仰遣置候至而

御近親様方、為御知左之通

以手紙致啓上候、此程為御知被仰遣候

真華院様御事、来月三日御當地
御發途被成候御積御座候、日限等相違

も無之候ハ、最早別段為御知被

仰遣間敷候、右二付其節御附使者

等之儀、不一ト通堅御断、為御知旁被

仰遣候、此段各様適宜得御意候旨、甲斐守

様兼而御在所ら被仰付越候間、如斯御座候

以上

三月

6

三月

(注) 老中から承認附紙が出たので、御用頼(公儀仲介役で当時大目附)旗本の伊澤美作守に写書を渡し置いたもの(10(注)参照)。なお「不一ト通(ひととおりならず)」は念を押す慣用句。

一 右二付中、為御知之外御同席様方井

真華院様御続之御方々様へ、為御知

奉札左之通

以手紙致啓上候、然者去秋被

仰出候御趣も御座候二付、甲斐守

様御養母真華院様御事、御在所へ

一 即夕御呼出二付、御留守居罷越候處、今朝
被差出候御伺書へ、御附札被成御渡有之
書面之趣者、非常人数出手當等
差支無之候ハ、此節差遣候而も
不苦候

一 右御差圖相済候二付、兼而被仰付越置候旨

6

御引越御住居被成度思召候、依之
來月三日御當地御發駕被成候

御積御座候、右^二付其節御附使者
等之儀、不一ト通堅御断、為御知

旁被仰遣候、此段各様迄宜得
御意候旨、御在所^カ被仰付越候間

如斯御座候以上
如斯御座候以上

三月

猶以、御日限御相違も無之候得者、最

早別段被仰遣間敷候以上

(注) 右^二付「中」の部分意味不明。「御同席」は江戸城伺候席のことで、この場合は「帝

鑑の間席」大名仲間を意味する。

一 三月十九日、御用番井上河内守様へ御留
守居罷越、御取次へ對談左之御伺書

差出之

私養母儀、此節在所へ差遣住

居為致度段、伺之通御差圖相

濟候付、在所へ差遣候節、東海道

旅行為致候積^二御座候、然處持病^二

眩暈有之、渡海難儀仕候、依

之可相成儀^二御座候ハ、東海道

美濃路通、中仙道旅行為仕度

奉存候、此段奉伺候以上

三月七日
御名

(注) 藩主保申より、真華院には眩暈の持病があるので、海路は避けたい旨、当番老中に

里の舟旅が予定されている東海道を避け、尾張・美濃の陸路を取り、清須・墨俣・垂

井等経由で中山道に合流する美濃路旅程を願出した。

一 同廿六日、御同人様^カ御呼出^一付、御留守居罷

越候處、被差出候御伺書へ御附札被成、御渡

有之

通し人馬相對雇、又^者自己

之從者^{而已}召連候儀^者格別

繼人馬相雇通行之儀^者可被

見合候

(注) 藩主保申より、真華院にはめまいの持病があるので海路は避けたい旨、当番老中に

伺がなされ、約一週間もの期間（ある種の嫌がらせか）をおいて美濃路中仙道周りが
一定の条件付（通し相対雇か家来帶同で公定の宿場繼人足雇は認めない）で承認する。

三月廿八日

一 真華院様 御發輿御供揃

左之通被仰出候

一 来月三日

一 真華院様御發輿御供揃

一番 朝六半時

二番 同五ツ時

御發輿 同五半時

右之通被仰出之

三月廿八日

(注) 一番・二番は出発準備のことと、約半時毎に準備を整えて出発する（陣立と同様）。

なり柔軟であったとされる。

一 来月三日

真華院様御發輿御道筋

表御門引明口カ御出門、夫カ

8

幸橋御門、田村小路切通し、三田

通品川御昼、川崎宿御泊

三月廿八日

一 四月二日、御宿割として河野庫二井
小人目付西川元助両人出立有之

(注) 河野は②137使番五十石（江戸分限帳では勘定奉行格五十石役料二十俵）、西川
は坊主格であり、宿所の下見確認に先発したものであろう。なお行程は幸橋上屋敷を
出発後、幸橋御門（現在の新橋・内幸町付近）を通過し、愛宕下大名小路の北部分、
田村右京大夫屋敷の前＝田村小路を南下、東西に走る三田通で左折し、海岸沿いの東
海道に出て品川宿で昼食、川崎宿泊となっている）

上包
直紙
程村紙
但今切御関所同断

箱根御関所通切手

(注) 関所通行切手は一般的に関所手形と称されるもの。なお「程村紙」は栃木那須地方の

程村原産の上質紙で証書・手形等の重要な書類に使用された。

松平甲斐守養母井召仕下

女共上下式拾人

右者從江戸和州郡山達

罷越申候、御関所御通可被

下候 以上

御名内 藪田忠左衛門 印

文久三癸亥年 四月三日

箱根

御関所

御番衆中

今切右同文言也

四月三日

9

8

一 真華院様、箱根・今切御関所証
文御附添為御迎、四月朔日御家老
薮田忠左衛門御越、二本道具・率馬御跡
押也

(注) 文久二年秋の改革により認められた異例の大名家族移住であるため、関所での揉め
事を避けるべく、家老薮田忠左衛門が直々に関所事前交渉に当たっている貴重な事例。

なお「今切」は浜名湖付近の第二関所で、新居関所とも呼ばれたが、箱根に比してか

(注) 藪田忠左衛門は当時家老であり、②25では家老職を引き（おそらく慶応三年三月）
寄合衆となっている。市史に会津藩士による暗殺記事があるが、これは養子薮田極人

（天誅組討伐隊軍監）との混同によるもので、全くの事実誤認である。なお「名内」
は一般的に「名代」のこと。

一 真華院様益御機嫌能、四半時過

御国許江 御發輿被遊候諸

向申合帳之通、申合之

甲斐守在所二付、此段御届申上候
以上

四月三日

御名内
吉田——

嚴敷御儉約二付

器井掛合支度也

櫻田様御家老

下谷様同

牧田文蔵

奥村駿助

10

一 右御写御用頼大目付伊澤美作守様へ

出ス

(注) 伊沢美作守政義は、三千二百五十石の旗本。長崎奉行時に誣告（砲術家の高島秋帆の会計不正を告発）の件で失脚したが、ペリー来航時の折衝役を経て、下田奉行・南町奉行・大目附を歴任。文久三年九月江戸城留守居役。当時は大目附で郡山藩の御用頼を行っていたと思われる（6参照）。

(注) 岩手孫右衛門は、元治元（1864）年の藩主保申領内巡見に同行した用人、分限帳には見えず（江戸分限帳では5f大目附百石役料三十俵）。おそらく②246松

之間詰二百二十石岩手武次郎（卯十七）に代替わりと思われる。なお柳澤五郎右衛門「慶応四年御用留」二月二日条に同人と印藤別書・丹羽與太夫の屋敷三角替記事があり、家督相続後に帰郷したと思われる。「滝」は不詳、後段は本来門外で大目付と留守居が控えるべきところ、当時大目付は江戸屋敷には一名のみで、門内で披露役を行つたため門外控えは留守居のみとなつたという意味であろうか。

一 四月三日昼頃、御用番松平豊前守様へ

吉田——罷越、御取次對談左之御届

書被差出之

松平甲斐守養母儀、在所為

住居、今日御當地發途被仕候

(注) 当時としては、御歎の使者を派遣するのが礼儀になつていていたのだろう。その場合当

家も饗応・返礼品を要するので呉々も心遣いなきよう念押している。

一 四月三日四月

至而御近親様方江斗、為御知奉札出ス
以手紙致啓上候、然者——院様御事、今朝御都合能御當地御發
輿被成候、右二付御歎御使者等之儀、堅御断為御知旁、被仰遣候

此段各様迄、宜得御意旨、被仰付

候之条、如斯御座候以上

一 御当日、当番詰合之面々、服紗麻

上下着

一 御發輿、御徒士並以上惣出仕、恐悅

申上之

一 御鎧奉行以上、御用部屋^{二而}恐悅申

上之

一 御徒頭以上^井御用^ニ相懸り候面々

江斗、御赤飯頂戴之処、俄^ニ當

番詰合之面々へ、御赤飯頂戴被仰

付之、但席外^{二而}も同断

(注) 「御鎧奉行以上」は銀馬代と称する重臣

「御徒頭以上」は家老支配で目付・勘定奉行・書院詰等の中士

「大小姓並以上」は月並出仕（御目見）で分限帳（上）に記載の士分

「御徒士並以上」は分限帳（中）に記載の所謂足輕身分。

「席外」が小給人・代官手代・坊主・同心・女中など分限帳（下）に記載の者

ここでは当番詰合の者は、席外についても特別に赤飯頂戴の対象としている。

文久三癸亥年

真華院様

御發輿申合帳

四月

11

一 民部少輔様 彰太郎様御家老被

召呼、於御年寄詰所、左之趣御書付を以

可被仰渡候

去秋、被 仰出候御趣も御座候^{二付}

真華院様御事、郡山表へ御

引移御住居被成度思召候、此段

誰々様^江可被申上候

(注) 以下基本的には前段部分と同様だが、一部異なっている部分がある。詳細は不明。

「右為御知、御相談旁左之御方々様へ、御使者

一 右為御知、御相談旁左之御方々様へ、御使者
^井奉札を以、可被仰遣候

一 松平修理太夫様

同 暉姫様

同 御惣客様

真田信濃守様

同 奥様

戸田采女正様 貞松院様

一、二百両	故本多越中守様御後室様（御奥様）	妙芳院様
一、三百両	松浦伊豫守様之	隨仙院様
一、三百俵	武田左京太夫（大膳大夫先代）	舞山様
一、三千俵	（黒川藩主）民部少輔様	伊勢守様
一、三千俵	（三日市藩主）	彰太郎様
一、二十人扶持		柳澤孫左衛門様
一、御用番井上河内守様へ、御留守居御使者を以		
左之通御伺書、被差出之		

去秋被仰出候趣も御座候付二
私養母此節在所へ差遣住居為
度奉存候、此段奉伺候 以上
三月朔日
御

御名

書面之趣者、非常人數出手當等
差支無之候ハヽ、此節差遣候而も
不苦候

一 伊澤美作守様
御用頼大御目付

右同断御附札済写奉札二而御用

人指出

一
来ル式日此表

為御知被仰遣候御方々様并

真華院様御統之御方様、其外御同席様方中、為御知奉札差出可申候

（注）筆頭の松平修理大夫は、先代藩主斎彬の弟久光の子で、斎彬長女「暉姫」婿養子として藩主となつた忠義。なお暉姫は当時十四歳で婚姻前のため奥様とはしていない。
なお淑子との関係は、淑子が曾祖叔母（曾祖父の妹）になる。続いての「真貞松院本多妙法院・松浦隨仙院・戸澤桃齡院」等については、3・4の（注）参照。
武田大膳大夫と柳澤孫左衛門（不明）の取扱いが、何故か前段と異なつてゐる。
また分限帳に御賄料（御合力）として次の記述がある（p207以下）。

(注) 前段では「二日發途」の予定はなく、三月廿八日に「三日發輿」が公表（7参照）。

一 御用番井上河内守様へ、御留守居御使者を以、左之御伺書被差出之

私養母儀、此節在所へ差遣、住居為致度段、伺之通御差圖相濟候^{二付}

在所へ差遣候節、東海道旅行為致候積御座候、然處持病^ニ眩暈有之

13

渡海難儀仕候、依之可相成儀^ニ御座

候ハヽ、東海道美濃路通、中山道旅行為仕度奉存候、此段奉伺

候 以上

三月 御名

通し人馬相對雇、又^者自己之從者

^{而已}召連候儀^者格別、繼人馬相雇通行儀^者可被見合候

（「大」脱）

御用頼御目付

一 伊澤美作守様

右同断御附札^{一而}御^{二付}落写奉札

用人^{一付}造出

(注) 一般に幕府・藩に同役職名がある場合は、幕府「大御目付」・藩「大目付」等と呼称を区別した。さらにこの場合「目付」であれば「大目付」の下役になる。

御發輿御當日

一 真華院様御奥御玄関^ニ、御長屋通引明ケ口^ニ表御門

御發輿之事

一 諸向當番詰合之面々、麻上下着可仕候

一 御床餽左之通

一 御小書院

御懸物

御卓香炉

御小座鋪

御懸物

御卓香炉

14

一 表御門番所へ、御物頭壱人可罷在候、表

裏御門左右餽手桶差出番人、看

板羽織袴着可仕候

(注) 「看板羽織袴」とは藩支給の御仕着で、下働きの制服の様なもの。

一 民部少輔様・彰太郎様・武田大膳

太夫様、御出被成候ハヽ、於御小書院

二汁五菜之御料理差上可申候

御發輿之節、御奥

御對面可被遊候

但當時嚴敷御省略中^ニ付、一汁

五菜之御料理差上可申候

附り

民部少輔様當時四ツ谷大木戸

御勤番中付、御出無之

彰太郎様^{二者}御幼年中付

御出無之候間、御料理不及御用

意候、大膳太夫様^{二者}是迄

御對面不被為在候付、於

御奥 御對面不被遊候事

(注) 三日市藩主の彰太郎は當時十歳頃と思われる(2)(注)参照)。

一 御當日御取込付、御料理不被
差上候間 (以下「御用意不及候」脱力)

一 柳澤孫左衛門様、御出被成候ハヽ、於
御小書院四之間、二汁五菜御料理、差
上可申候 御發輿之節、於御奥
御對面、御玄関迄御出可被成候
但、御省略中付、一汁五菜之御料理
差上可申候

附り是迄

御對面不被為在候付、於 御奥
御對面不被遊候間、御玄関迄御出も
無御座候事

15

附り

御當日御取込付、御料理不被差上候
間、御用意不及候

(注) 柳澤孫左衛門は親戚筋としてこの時期にたびたび登場する。

家譜附録には次の記述があり、縁戚旗本と思われるが、詳細調査が出来ていない。

「文久四年(二月廿一日元治改元)

五月五日、保申名代柳澤孫左衛門政信、登于二条。叙四品。於黒書院二之間、
老中列座、酒井雅樂頭忠績伝旨」(保申は御所守衛勤番中、端午の賀で参内)

松平修理太夫様

松平美濃守様

真田信濃守様

中川修理太夫様

戸田采女正様

戸田淡路守様

松平右京亮様

本多能登守様

相馬大膳亮様

阿部主計頭様

小笠原佐渡守様

柳生但馬守様

松浦豊後守様

米倉下野守様

ら御附使者被遣候ハヽ、御小書院四之間へ

相通、一汁五菜之御料理差出

真華院様御支度宜時分、於御奥

御都合宜場所へ並居

御直答可被遊候、披露御用入

肝煎

御徒頭

給仕

御徒士

(注) ここで真華院帰郡に関し、使者を遣わす可能性がある諸大名が連記されている。当

然ながら3・4・11・12に記された松平修理太夫等であるが、何故かその他の諸
家が記されているので、一応両家の関係を考察しておきたい。まず⑤戸澤上総介が外
れているが、これは使者を派遣しない旨の確証があつたためであろう。その他以下

(14)

松平美濃守 福岡藩四十七万石第十一代藩主（黒田）長博と思われる。彼は島津重豪の十三男で、真華院とは兄弟の関係にあり、特に連絡は取っていないが、大身大名であり、萬一の使者來訪を懸念したものと思われる。

(15) 米倉下野守 六浦（武藏金沢）藩一万二千石第八代藩主昌言と思われる。六浦藩初代（米倉家四代）藩主の忠仰は吉保の子であり、第四代昌賢の正室は信鴻娘（心珠院浅子）であるが、何故か連絡対象には入っていなかった。

右御使者江御料理差出候節、挨拶等之儀、御番頭・御留守居、宜申合候

但、嚴敷御省略中、殊_ニ御間席

差支付、御附使者之儀、前以嚴敷

御断可被仰遣候、若押而被仰遣候ハ、

直_ニ御返答申述、為引取可申候

(注) 色々と用意の基準を述べているが、結論は一切お受けしないということである。

之儀、御番頭・御留守居、宜申合候
但、嚴敷御省略中、殊_ニ御間席
も御差支付、御附使者之儀、前以嚴敷御断可被仰遣候
若押而被仰遣候ハ、直_ニ御返答申述、為引取可申候

一 両御末家様・武田様より御附使者被

遣候ハ、御留守居詰所_ニおゐて

一汁三菜之御料理可被下置候

御發輿之節、御白砂程能

場所へ並居御見立可仕候

肝煎

御留守居下役

給仕
坊主

但、此御料理不及用意、若早朝より罷越
手間取候ハ、懸合支度可被下置候

(注) この部分は重複しており、最後の「懸合支度」で拒否の旨が強調されている。
⁹ 両家家部分添書き「掛合支度」と同義か。

一 両御末家様・武田大膳太夫様より御附使者被遣候ハ、御留守居詰所_ニおゐて
一汁三菜之御料理可被下置候
御發輿之節、御白砂程能場所へ
並居御見立可仕候

16

肝煎

御留守居下役

給仕

坊主

右御使者へ御料理差出候節、挨拶等

一 御附使者等へ御料理差出候節、相之間役
引請宜申合候
一 右之外、御親類様方へ御附使者之儀、不一ト
通嚴敷御断被仰遣候得共、若押而被

17

通嚴敷御断被仰遣候得共、若押而被

- 一 遣候ハヽ、其段御番頭・御留守居へ御取次
申達候上、取斗可申候
- 一 御發輿之節、御奥御玄関迄、御用人
御先立可仕候
- 一 御居間二而御年寄・御用人、御祝儀
可申上候
- 一 但、御當日者御取込二付、前廣
御目見被 仰付候事
- 一 右以下御徒士並以上、惣出仕御祝儀
可申上候、端御家老
- 一 御發輿前夜カ 御發輿相濟
- 一 候迄、御屋敷内 御成之節々通、火之
番廻り可申合候
- 一 御發輿後、御供二而罷越候面々、獨
身者御長屋、御徒目付、小人目付召連
火之元等吟味可仕候
- 一 御徒士並以上之面々
- 一 御奥御玄関前カ御道筋程克場
- 所江罷出 御見立可申上候
- 但、御取合御年寄
- (注) 「端（ただす）」役は家老が行うという意味だろうか。
- (注) 「取合」も「端」同様の意味か。
- 一 大目付・御留守居、表御門外左右江可罷出候

(注) 9の配置と矛盾するが、これは本来そあるべきことを示したものか。

- 一 御年寄・御用人
- 一 御奥御玄関前へ可罷出候
- 一 御鐘奉行以上、御白砂南之方へ可罷
出候
- 一 (注) 御鐘奉行以上は銀馬代と称する重臣（御留守居・大目付より上席）であるが、上席の年寄・用人は前条玄関前であるから、江戸屋敷には用人並か番頭の若干名のみ。
- 一 御發輿前夜カ 御發輿相濟
- 一 候迄、御屋敷内 御成之節々通、火之
番廻り可申合候
- 一 御發輿後、御供二而罷越候面々、獨
身者御長屋、御徒目付、小人目付召連
火之元等吟味可仕候
- 一 御徒士並以上之面々
- 一 (注) 江戸勤番者には阿部のように代々勤もいたが、交代勤の単身赴任者も多く、行列御供で帰郡する場合、その空部屋管理が重要であった。
- 一 御發輿被遊候段
- 一 御国許江御用状差出可申候
- 一 御發輿前為御祝儀、為御取替左
之通
- 一 殿様江
- 一 真華院様カ御使者
- 一 干鯛 一折 御奥御用達御鐘合

真華院様江

殿様より御使者

干鯛 一折 御品御鑓合

右之通、為御取替可被成候

御發輿相濟候段、至而御近親様

方江為御知、奉札差出可申候

月桂寺

右 御發輿前御參詣可被遊候

一 真華院様江御祝御膳差上候儀

郡代・御勘定奉行、宜申合相伺

可申候

一 御家老始、例之面々其外御用向

相勤候面々江、御赤飯可被下置候

一 御次向并御奥向、其外御祝儀事

之節、御酒・吸物被下置候分、御赤

飯可被下置候事

19

別段留記ス

御徒頭以上迄、御赤飯被下置候処、俄

当番詰合之面々一同へ、被下置候事

(注) 10参照。

四月廿七日夕七ツ時前式分

一 真華院様 御城着被遊候付、左之

御方々様江為御知

一 兩御末家様

武田大膳太夫様

孫左衛門様

松平修理太夫様

松浦豊後守様

戸澤上総介様

本多能登守様

真田信濃守様

有馬中務大輔様

御続柄不拘、先様より為御知

参り候付一出ス

以手紙致啓上候、然者真華院様

御事、御道中無御滞、先月廿七日

郡山表江御着駕被成候、右為御知

一様江被仰遣候、此段宜可得御意

旨、甲斐守様被仰付越候、如斯御

座候以上

五月十一日

(注) 四月廿七日、真華院無事着城と共に、その旨を各家に出状連絡したもの。有馬中務

大輔は特に親類関係もないが何故か先方から照会があり、特に出状したものか。

それぞれの段階で、連絡すべき諸家が微妙に変化(戸田采女正が欠落)していること

(注) 「御目六斗」は江戸屋敷には「御目録のみ」ということだろうか。

一 兩御末家様より干鯛御目六斗

文久三癸亥年
真華院様
御道中御行列帳
三月御道中方ニ而出来シ

(注) この行列帳は御発輿に先立つて道中方で作成されたもので、道中の実質的責任者である「御駕籠脇組頭」阿部軍内に示されたものであろう。

(注) 先頭の「小人目付」は所謂「露払」で路上の通行人等に注意を喚起するもの。ただし江戸市中は勿論、道中路上でも「下に下に」等ということはあり得ない。通行人も少し道を開ける程度で上下座は勿論のこと下座も行わないのが通例。ただ行列を妨害するような行為は厳しく罰せられることがあつた。

○小人目付	同心壱人
○乗物	御先挟箱
四人	手代共武人
草り取	御徒士
壱人	御先挟箱
○折掛相合壱ツ	手代共武人
御先供	御徒士
但、	
御着城	

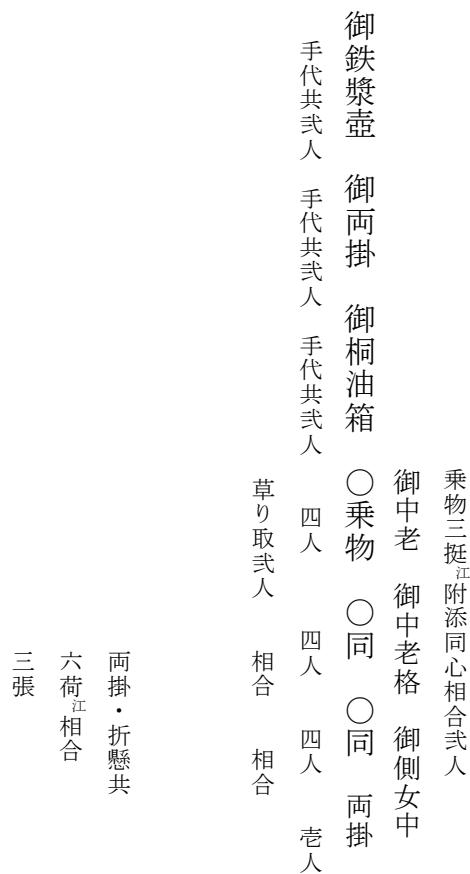
御徒目付
○御駕籠脇 奥御用達 御添役
御徒士 御長刀 ○御駕籠脇 奥御用達
手代共式人 御輿 棒頭壱人 御陸尺拾人
○御駕籠脇 奥御用達 御添役
御徒士
但、御駕籠脇^并増御供御發輿
之節、尼ヶ辻^并惣御供之事
尼ヶ辻^并惣御供之事

御發輿之節、品川辻^并
但、御駕籠脇^并増御供御發輿
之節、品川辻^并御城着之節
尼ヶ辻^并惣御供之事

(注) 何度も注意書きがあるが、この行列形態は品川迄の江戸府内及び郡山城下における正式のもので、その中間においては経費節減のため多くの省略がなされていた。

但、御蓑箱御發輿之節品川辻^并御城
着之節、尼ヶ辻^并為御持二相成候事
此草り取小使^{ニ而}勤ル
○増御供 ○増御供
御草り取 才領兼
御鎗 奥御用達書役
手代共式人 手代共式人
○増御供 ○御廣式番
御蓑箱 壱人
手代共式人
○御茶弁當
手代共式人
御傘壱人
但、御添役兩人御供相勤候節^者御廣式番壱人、御廣式番
兩人御供相勤候節^者御添役壱人、右申合御供相勤候事

「桐油」は桐から抽出した植物油で、紙に塗り重ねることで、防湿油紙として用いられ勧弁な雨具としても利用された。



御国勝手之大小姓並以上

立帰、御駕籠脇とも

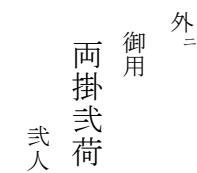
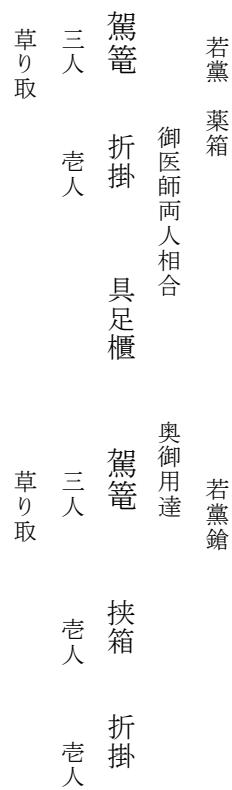
内訳	挟箱持	六人
奥御用達式人	内訳奥御用達式人	草り取拾壱人
御添役	但奥御用達式人	但奥御用達式人
鎗持七人	御駕籠脇五分ツ、式人	御駕籠脇五分ツ、式人
御添役	壱人ツ、 ^{二而} 七人	壱人ツ、 ^{二而} 七人
増御供	増御供 ^{二而} 御先辻	増御供 ^{二而} 御先辻
御先式分五厘ツ、式人	五分ツ、相合四人	五分ツ、相合四人
内訳		
奥御用達式人	御廣式番 ^井 御先之内	御廣式番 ^井 御先之内
御添役	御国勝手之大小姓並以上	御国勝手之大小姓並以上
御駕籠脇三人	御供相勤候節 ^者 鎗為持候事	御供相勤候節 ^者 鎗為持候事

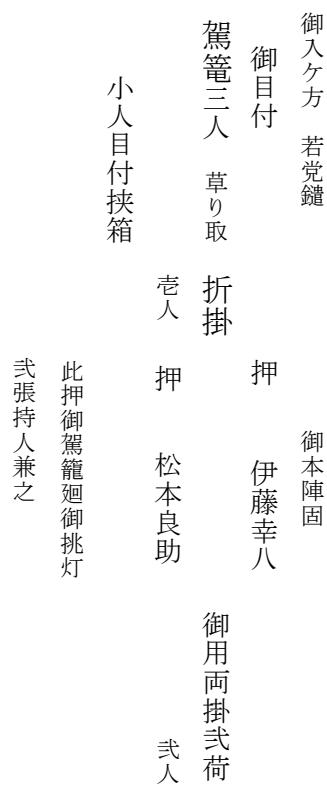
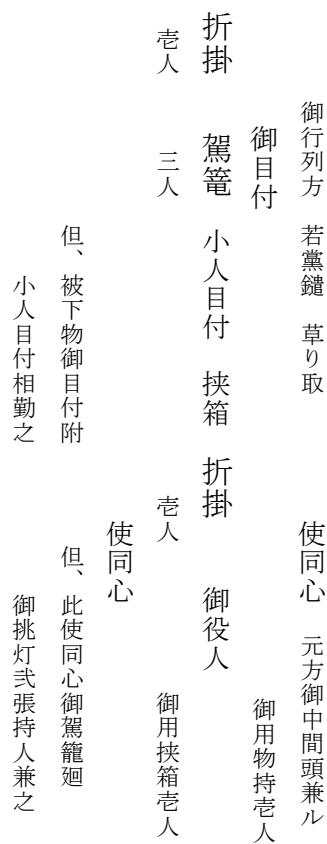
合羽筆・折懸相合壱ツ
折懸 式人
本道御医師 藥箱 外科
若党 (科)

合羽筆 式荷 但草り取 壱人 長刀 駕籠
式人 手廻り 九人 壱人 三人
兩懸 式人
桐油箱持式人 相合
手廻り持廻し式人
草り取

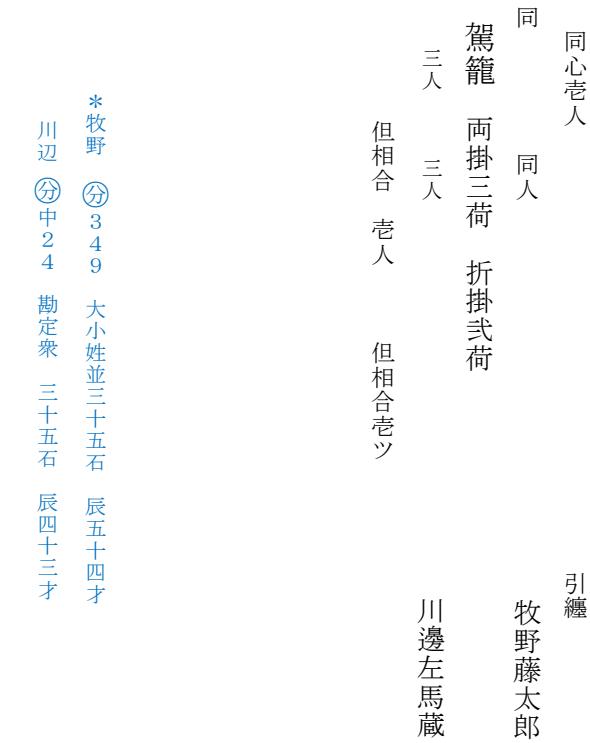
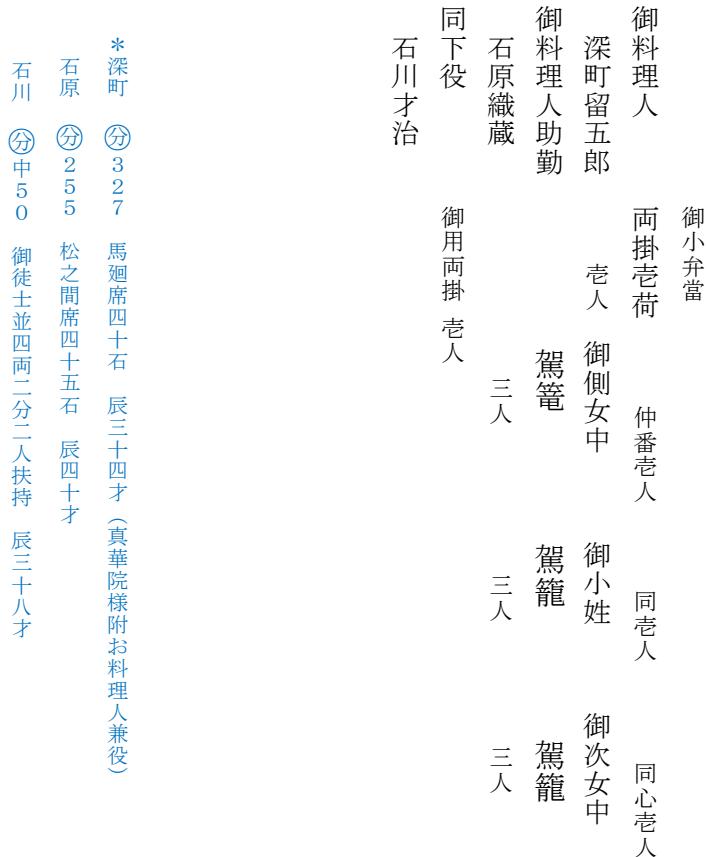
内
壱荷半御陸尺・棒頭共拾壱人
半荷 小人目付 式人
御用役書役 式人

(注)「本道」は現在の総合医で、ほぼ内科医にちかい。外科医より格上とみられていた。なお「外料」は「外科」と同意で用いられることもあったが、「本道」より軽んずる意味があり、分限帳では全て「外科」と表記しているので()とした。





伊藤	松本
分	中
2	5
5	5
	御徒自付三十五石
	辰三十八才
	松之間席四十五石役十俵
	辰四十八才（真華院様御賄役兼



真華院様、御道中東海道美濃
路通、御休泊御供割御本陣詰

(注) 駕籠脇は次の通り

組頭	阿部軍内	分 189	御書院詰四十石	辰三十八
御駕籠脇	野崎縫之助	分 138	御使番 六十石	辰三十五

松本覚之助	分 196	書院詰三人扶持	辰三十二
明石千二郎	分 186	明石藤太 関係か?	

伏木兼助	分 341	大小姓組四十石	辰三十九
金丸源藏	分 366	金丸鍵太郎 関係か?	

* 「縫之助」は分限帳に合わせ「縫之助」とする。

一
川崎御泊

千二郎

兼助
覚之助

御本陣詰
源藏

(注) 前年の保申入部では幸橋から十里の戸塚初泊であるが、ここでは四里の川崎初泊で

あり、次泊が戸塚である。即ち概ね倍の時間をかけて道中していくことになる。

一
神奈川御休

千二郎

兼助
覚之助

同月四日
戸塚御泊

源藏

* 川崎から六里

御本陣詰	藤澤御休	源藏	鎌之助
軍内	同月五日	千二郎	軍内
一 大磯御泊	一 梅沢御休	一 大磯御泊	一 梅沢御休

兼助	覚之助	鎌之助	源藏
千二郎	千二郎	千二郎	千二郎
同月八日	同月六日・七日御逗留	同月五日	同月八日

* 戸塚から六里三丁

御本陣詰
源藏

鎌之助

千二郎

千二郎
兼助
覚之助

(注) 梅沢は大磯・小田原宿の間にあつた間宿

同月六日・七日御逗留
一
小田原御泊

源藏

鎌之助
軍内
兼助

* 大磯から四里

* 「御本陣詰」欠力

一 舞坂御休	一 濱松御泊	一 見附御休	一 袋井御泊	一 掛川御休
同月十五日			同月十四日	
御本陣詰		御本陣詰	御本陣詰	御本陣詰
千二郎 兼助 覺之助	千二郎 兼助 覺之助	軍内	源蔵 鎌之助 兼助	千二郎 兼助 覺之助

*袋井から五里二十五丁

*金谷から五里一十三丁

一 白須賀御泊	同月十六日
一 吉田御休	
一 赤坂御泊	同月十七日

37

一 岡崎御休	一 赤坂御泊	一 吉田御休	同月十六日
同月十八日			
御本陣詰	御本陣詰	御本陣詰	

*白須賀から七里二丁

*赤坂から七里二十八丁

一 鳴海御休

源藏
鎌之助

軍内

同月十九日

一 宮御泊

千二郎

* 池鯉鮒から四里十六丁

御本陣詰
兼助
覺之助
鎌之助

(注) ここから東海道を離れ、美濃路を通ることになる。

一 清須御休

千二郎

兼助
覺之助

同月廿日
一起シ御泊

源藏
鎌之助

御本陣詰
兼助
軍内

(注) 美濃路の宿場で、現在の一宮市起（おこし）にある。

一 大垣御休

源藏
鎌之助

軍内

(注) 大垣は戸田家城下で現藩主氏彬の嫡母親子（没？）は重豪娘で真華院姉だが特記事

項はない。

同月廿一日

一 垂井御泊

千二郎

兼助
軍内

一 柏原御休

千二郎

兼助
覺之助

38

一 醒井御泊

源藏
鎌之助

御本陣詰
軍内

(注) この一帯は郡山藩領であるが、特記事項はない。

一 高宮御休

源藏
鎌之助

軍内

同月廿三日
愛知川御泊

千二郎
兼助

一 御休・御泊割、御本詰書附御道
中方御目付へ差出申候

一 鐣持 六人 覚

一 両掛け持 壱人

右之通ニ御座候 但正人足

三月御駕籠脇

三月御覺

一 御国表ニ而逗留所無御座候、右之通
御座候

但、右之書付御道中方御目付へ差出

（注）この行列の人足・中間のうちで、領内調達の正人足は僅かに七人か。
また阿部軍内等の江戸詰藩士には、城下に逗留すべき縁戚は存在しなかつたものか。

一 金武分、銀八匁武分五厘也

右者當春

真華院様御国居被遊候節、立帰

御供被仰付候ニ付、御物成八度上納為
拝借受取申候 以上

亥

三月

御金方中

一 上下三人五分 受取申候
内 此休泊旅籠代鑓三拾九ヶ九百四拾四文

一 鐣拾貢六拾文 但、二十三休 一休上下共
百武拾四文ツヽ

同武拾九貢八百八拾文
但、二十二泊 一泊上四百文 下三百八十文ツヽ

繼馬壹正

此馬錢七ヶ三百四文

ペ鑓四拾七貢武百四拾八文

此金七両、鑓四百六十四文
丹後屋貰受取

五月二日郡山表カ

一 明三日六時出立致候旨、組頭へ届申候
一 今日内々ニ而七時過カ出立
同日

一 かも泊

42
五一
一 つげ泊
同月四日

一 四ヶ市泊
同月五日

一 ち里う泊

同月六日

吉田泊

同月七日

濱松泊

同月八日

金谷泊

同月九日

興津泊

同月十日

ぬまつ泊

同月十一日

小田原泊

同月十二日

戸塚泊

江戸着、御上屋敷へ六時着致候

御目付・組頭へ届^ニ罷出候

同月十四日

今日四時より御番頭詰所へ罷出、無滞
罷帰候旨届致候、大目付へ届手紙

4
3

覺

一 金七両 阿部軍内
同壱両
△金八両 両^ニ六△四百五十三文
此相場違、錠壱△八百廿四文
此金壱分、錠式百拾壱文

一 上下三人五分

此泊旅籠代違

但二十二泊

一泊 上百二十八文七分
下七十四文九分

鑑七△百四十七文

両^ニ六△六百八十文

此金壱両、鑑四百六十四文

一 上下三人五分

此休泊旅籠代、鑑四△八百式四文

内

鑑八百七拾式文

但二休、一休上下共百式四文ツ、

同三△九百四拾八文

但二泊、一泊上六百文

下五百四十八文

△鑑四△八百式拾四文

但平均

両^ニ六△五百十六文

此金式分式朱

鑑七百五十文

(完)